

「筑後市美しい環境をつくる条例」の改正により、空き地の適正管理に関する条項が加まりました。

平成30年10月2日施行

空き地の適正な管理は 所有者の義務です！

管理不全により通行人や周囲に被害を与えた場合は、所有者が責任を問われることがあります。

条例の内容

空き地等は、占有者等（所有者、管理者）自らによる管理が原則です。

しかし、適正な管理が行われず、防災、衛生、景観など、地域住民の生活に影響を及ぼしている空き地等が増え、問題となっています。

このため、筑後市では「筑後市美しい環境をつくる条例」の改正により占有者等の責任を明確にし、行政指導を行えることになりました。

指導の対象となる空き地とは？

宅地化された状態の空き地で、管理が不十分な土地が対象です。

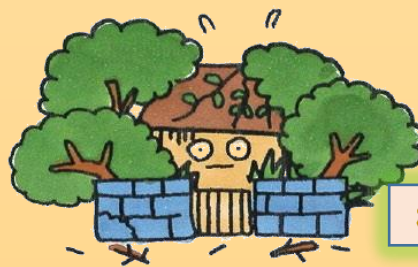
（対象外：田畑、山林（竹林など）

空き地等が管理不全な状態

- ・ 空き地等から雑草等または樹木が隣地又は道路にはみ出している状態
- ・ 衛生害虫又は悪臭が発生している状態
- ・ 廃棄物が投棄されている状態
- ・ 市民生活へ悪影響を及ぼしている状態

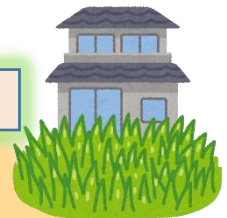


衛生害虫



樹木倒壊・越境

雑草



不法投棄



占有者等の責務

- ・ 空き地の占有者等に対し、適正管理義務を課しました。

行政指導

- ・ 管理不全な空き地等に対し、助言、指導、勧告を行います。
- ・ 指導、勧告に従わない空き地等の占有者等に対し、指導内容や氏名等の公表を行います。

指導の流れ



立入調査

市が情報の提供を受けたら、現地立ち入り調査及び占有者等の調査を行います。

助言

市民等の安全又は周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き地等に対して、市はまず助言を行います。

指導

助言を行っても改善されない場合は、市は指導を行います。

勧告

指導を行っても改善されなかった場合は、市は勧告を行います。

公表

勧告に従わない場合、市は占有者等（所有者、管理者）の氏名、住所などの公表を行います。



空き地等は、占有者等（所有者、管理者）
自らによる管理が原則です。

他の迷惑にならないよう適正に管理しまし
よう。

【空き地等の適正管理に関するお問い合わせ】
（筑後市美しい環境をつくる条例）

筑後市役所 市民生活部 かんきょう課
0942-53-4120